

【令和8年度 政策・調整会議】

件 名：全庁的な使用料・手数料の見直しについて

開催日：令和8年7月13日（月）9：05～9：10

●付議理由

- ・使用料・手数料について、「コストの見える化」を図るとともに、そのコストに対して公費（税金）を充てる範囲と受益者（利用者）が負担する範囲を明確にし、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、平成26年度に、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを取りまとめ、「使用料・手数料の設定基準」を策定した。
- ・「使用料・手数料の設定基準」では概ね4年ごとに原価計算に基づく見直しを行うこととしており、令和9年4月の条例施行に向け、使用料・手数料の見直しを行うもの。

●付議概要

- 「使用料・手数料の設定基準」に基づき、全庁的に使用料・手数料を見直す。
- ＜案＞
- 1 使用料・手数料について、標準的受益者負担割合と現在の受益者負担割合との比較を行い、大きな乖離（±2割超）がある使用料・手数料について改定を行う。
 - 2 「使用料・手数料の設定基準」においては、受益者負担とした原価分全額を転嫁することとしており、標準的受益者負担割合と現在の受益者負担割合に大きな乖離がある場合であっても、値上げの場合は改定前の使用料・手数料の1.5倍を超えない額としている。今回の見直しにおいては、使用

料については公の施設が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置されているものであることから、受益者負担の適正化を図る一方で、値上げによる利用者の減など、利用者への影響を考慮する必要があることを踏まえ、前回の見直しと同様に、改定前の料金の1.1倍を超えない額とする。

●結論

案のとおり了承。